

墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、第1号、第2号及び第4号に係るものにあつては、別表に定める程度の障害を有する者とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 脳性麻痺又は<u>進行性筋萎縮症</u>を有する者</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>(1) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、<u>前々年</u>の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める額を超えるとき。</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>(受給資格の消滅)</p> <p>第5条 受給資格は、前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、消滅する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか</u>手当の支給要件に該当しなくなったとき。</p> <p><u>(届出)</u></p> <p>第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか</u>規則で定める事項に該当するとき。</p> <p>(申請等の代行)</p> <p>第10条 第4条に規定する申請及び前条に規定する届出は、当該行為を行おうとする</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 脳性麻痺又は<u>進行性筋萎縮症</u>を有する者</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、<u>前前年</u>の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める額を超えるとき。</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>その他</u>手当の支給要件に該当しなくなったとき。</p> <p><u>(届け出)</u></p> <p>第9条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>前各号のほか</u>規則で定める事項に該当するとき。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第10条 〔同左〕</p>

者に代わって、その者を介護している者で次の各号のいずれかに該当するものを行うことができる。手当の受領に関しても、また同様とする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 前2号に掲げる者のほか区長が適当と認める者

別表

障害者の区分		手当額
身体障害者 ～ 戦傷病者	〔略〕	〔略〕
脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者		〔略〕
区長が別に定める疾病を有する者		〔略〕

備考 〔略〕

(1)・(2) 〔略〕

(3) 前各号のほか区長が適当と認める者

別表

障害者の区分		手当額
身体障害者 ～ 戦傷病者	〔略〕	〔略〕
脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者		〔略〕
区長が別に定める疾病を有する者		〔略〕

備考 〔略〕

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の第3条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。